

いきなり夏本番かというくらい、暑い日々が続いております。読者の皆様にはお変わりないでしょうか。

それでは今月もよろしくお付き合いください。

□===== [理論解説] =====□

今回は唯物論的社会契約論が、ではこれまでの「社会契約論」を観念論だと批判していることを紹介しました。今回はその理由を明らかにするために、これまでの「社会契約論」の内容についてみていくことにします。

ホッブズやジョン・ロック、ジャン・ジャック・ルソーなどの著書を見ると、彼らに共通する主張を読み取ることができます。それは、

- ① 社会が成立する以前には、人類は自然状態にあったと考えること
- ② この社会は個々の人間が互いに社会契約を結ぶことで成立していると考ええること

の二点です。これらの点を社会契約論者はどのように述べているのでしょうか。それぞれの言うところを見ていきましょう。まずはホッブズです。

ホッブズは『リヴァイアサン』の中で、社会が成立する以前(コモンウェルス創造以前)は、①人間は生まれながらに平等であること(ほぼ同等の身体能力を有しているという意味で)に起因して、②相互に不信を持つため、③各人が自己を防衛するために戦争状態が生じていたと述べます(1巻 207~209頁)。

これによってあきらかなのは、人びとが、彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、かれらは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、各人の各人に対する戦争である、ということである。(1巻 210頁)

これが有名な「万人が万人と戦争する」というホッブズの主張です。ホッブズはこの戦争はコモンウェルス成立以前は正当なもので、その正当性の根拠を「自然権」に求めています。ホッブズは「自然権」を次のように定義しました。

《自然の権利とは何か》 著者たちがふつうに自然権 **Jus Naturale** とよぶ自然の権利 **RIGHT OF NATURE** とは、各人が、かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、したがって、かれ自身の判断力と理性において、かれがそれに対する最適の手段と考えるであろうような、どんなことでもおこなう自由である。(1巻 216頁)

こうした自然状態は、正当ではあっても人々にとっては不都合なので、社会契約によって権力によって統治される社会の下で生きるようになったのだというのがホッブズの社会契約論です。

《契約とは何か》 権利の相互的な譲渡は、人びとが契約 **CONTRACT** とよぶものである。(1巻 221頁)

次にジョン・ロックです。ロックは『統治二論』の中で次のように述べます。

政治権力を正しく理解し、それをその起源から引き出すためには、われわれは、すべての人間が自然にはどんな状態にあるかを考察しなければならない。それは、人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態である。それはまた、平等な状態であり、そこでは、権力と支配権とは相互的であって、誰も他人以上にそれらをもつことはない。(296頁)

ロックはさらに自然状態にある人間には次のような権限もあるとしています。

すでに示したように、人間は、生まれながらにして、他のどんな人間とも平等に、あるいは世界における数多くの人間と平等に、完全な自由への、また、自然法が定めるすべての権利と特権とを制約なしに享受することへの権原をもつ。それゆえ、人間には、自分の固有権、つまり生命、自由、資産を他人の侵害や攻撃から守るためだけでなく、更に、他人が自然法を犯したときには、これを裁き、その犯罪に相当すると自らが信じるままに罰を加え、自分には犯行の凶悪さからいってそれが必要だと思われる罪に対しては死刑にさえ処するためにも、生来的に権力を与えられているのである。(392頁)

表現は穏便ですが、ホッブズの自然状態と変わりのない状況です。ロックも

こうした自然状態の不都合を取り除くために、人びとが政治社会を形成したと  
考えています。それは次の文章で読み取ることができるでしょう。

しかし、政治社会は、それ自体のうちに、固有権を保全し、そのためにその社会のすべての人々の犯罪を処罰する権力をもたない限り、およそ存在することも存続することもできないから、政治社会が存在するのは、ただ、その成員のすべてが、〔自然法を自ら執行する〕その自然の権力を放棄して、保護のために政治社会が樹立した法に訴えることを拒まれない限り、それを共同体の手に委ねる場合だけなのである。こうして、個々の成員の私的な裁きがすべて排除され、すべての当事者にとって公平で同一である一定の恒常的な規則によって、共同体が審判者となるのである。そして、共同体が、その規則を執行するために共同体から権威を授与された人々の手を通じて、権利問題をめぐってその社会の成員の間に生じる争いに決着をつけ、また、法が定めた刑罰に従って、社会に対してその成員が犯した犯罪を処罰するのである。これによって、政治社会のうちにある者と、そうではない者とを容易に識別することができるであろう。結合して一つの団体をなし、彼らの間の争いを裁定し、犯罪者を処罰する権威を備えた共通の確固とした法と裁判所とに訴えることができる人々は、お互いに政治社会のうちにある。それに対して、そうした共通の訴えるべき場を地上にもたない人々は、依然として自然状態のうちにある。ここでは、他に審判者がいないから、各人が自ら裁判官となり、〔自然法の〕執行官となる他はない。これは、前に示したように、完全な自然状態である。(392 頁)

最後にジャン・ジャック・ルソーの社会契約論を見てみましょう。

人間は原始的な状態では誰もが独立して生きているのであり、他人と恒常的な関係を結ぶことはないので、戦争状態も平和状態も成立しない。このことから考えても、自然のままでは人間はだかいに敵になることはないのである。戦争が起こるのは、人と人の関係からではなく、物と物の関係からである。そして戦争状態なるものは、単純な個人と個人の関係から生まれることはなく、物と物との関係からしか生まれえないものである。だから所有権というものが確定していない自然状態においても、すべてが法の権威のもとにある社会状態においても、個人のあいだの戦争、すなわち人と人との戦争はありえないのである。(31 頁)

ホブズやロックとは異なって、ルソーは自然状態では個々人間の恒常的な戦争状態はなかったとしています。とはいえ物をめぐる戦争は発生するので、

これをどうするかという課題があったとして、これを解決するのが社会契約だと主張し次のように述べました。

「どうすれば共同の力のすべてをもって、それぞれの成員の人格と財産を守り、保護できる結合の形式をみいだすことができるだろうか。この結合において、各人はすべての人々と結びつきながら、しかも自分にしか服従せず、それ以前と同じように自由でありつづけることができなければならない」。これが根本的な問題であり、これを解決するのが社会契約である。(39 頁)

さて、ここまで代表的な社会契約論者の主張するところを見てきたわけですが、三者のいずれもがその論議の前提あるいは基礎に「自然状態」を据えていることがお分かり頂けるだろうと思います。実はここに、彼らに共通する致命的かつ修復不能な瑕疵が存在します。つまり人類の歴史(記録資料が残されている有史以前の生物としての歴史も含め)において、生の再生産活動が個人の営為として完結していた時代はただの一度としてなかったということです。言い換えると個人が一人で生きていたことなど、この地球上では生物の発生以来今日に至るまで、ただの一日もなかったということです。

つまり彼らのいう自然状態というのは全くの絵空事、空想の産物であって、事実(史実)から検討されたものではないのです。彼らの発想は、「自由な個人」という理想像から説き起こされたもので、思考の形式としてはプラトンのイデア論によく似た観念論であるということになります。

この点についてカール・マルクスは次のように述べました。

この自由競争の社会では、個人は、それ以前の歴史上の時代には彼を一定の局限された人間集団の付属物にしていた自然的紐帯などから解放されて現れる。スミスやリカードがまだまったくその肩の上に立っている一八世紀の個人—— 一面では封建的社会形態の解体の産物、他面では一六世紀以来新しく発展した生産諸力の産物—— が、すでに過去の存在になっている理想として、浮かんでいるのである。一つの歴史的な結末としてではなく、歴史の出発点として、なぜならば、それは彼らの目には、人間性についての彼らの観念に合致した自然に適合した個人として現われ、歴史的に生成する個人としてではなく、自然によって与えられた個人として現れるからである。このような錯覚は、これまでどの新しい時代にもつきものだった。([経済学批判への]序説 マルクスエンゲルス全集第 13 巻 611 頁)。

さてここまで従来の社会契約論についてみてきました。現実から始めるので

なく、空想から発想した逆立ちした理論であった彼らの社会契約論。今後は彼らの理論を観念論的社会契約論と呼ぶことにします。しかし彼らの理論が実は今日の社会を支えている精神的支柱ともなっているということは厳然たる事実です。

そこで次回からは、観念論的社会契約論が今日の社会にとってどのような存在となっているのかについてご一緒に見ていきたいと思ひます。

□=====□

●====[ 時事批評 ]=====●

本論が長くなりましたので、今回このコーナーはお休みにします。

●=====●

次回の発行は7月1日を予定しております。